

甲府市自治基本条例(案)に対する市民意見提出制度(パブリックコメント)の結果

平成 19 年4月1日から平成 19 年4月 30 日まで「甲府市自治基本条例(案)」に対する意見を募集したところ、2人の方から5件のご意見・ご提言をいただきました。

市民の皆様からいただいたご意見・ご提言の内容、これに対する市の考え方とあわせて「甲府市自治基本条例」を公表します。

○提出方法別の人数及び意見数

区分	提出人数	意見件数
直接提出		
郵送		
FAX		
電子メール	2人	5件
計	2人	5件

○項目別の意見数

項目	意見数
第5条 情報共有の原則について	1件
第 11 条 コミュニティ団体等の役割について	1件
第 15 条 市議会への市民参画と市議会の活性化について	1件
第 23 条 自主的な法令解釈と条例の制定について	1件
第7章 市政への参画と協働について	1件
計	5件

○ご意見・ご提言の内容と甲府市の考え方

意見1
第5条(情報共有の原則)について 市民であっても、協働するうえで必要な情報は公開すべきであり、更には一般市民、市議会及び市長等に対して、必要最小限度の説明責任も負うべきだと考える。
本市の考え方
まちづくりのパートナーとして、市民(自然人、団体、企業等)自らの情報の公開や説明責任については、個人・団体等の意思と責任のなかで行うべきものであり、協働の条件として規定することは、個人の権利を制限することになります。 自治基本条例の本旨であります市民の参画や協働をしていく市政の分野は非常に

幅広いものがあり、各種計画の策定委員等として意見を述べることや、植林やイベント等の具体的な事業に行政と共に取り組むものが一般的に市政への参画や協働と認識されていますが、これ以外にも日常生活の中で取り組んでいるものもあると考えています。

具体的な事例としては、世界中で取り組んでいます地球温暖化防止対策の一環として、本市はごみ減量への分別や資源のリサイクルを行っていますが、地球環境を守るために循環型社会をつくるという目的を本市と共有し、家庭生活の中でレジ袋廃止のために買い物袋・風呂敷の持参やミックスペーパー収集への協力、リサイクル製品の使用、ソーラー発電の設置などに自ら進んで取り組み協力していただいている市民は協働のパートナーであるといえます。

ご意見では、こうした行為にも市民個人の情報を公開することを求め、また説明責任を負わせることを定めることにもなりますので、自治基本条例の趣旨からしてもなじまないと言え、ご意見の趣旨を反映させる形の条文化は見合わせました。

意見2

第 11 条(コミュニティ団体等の役割)について

つくる会の条例案第 11 条第 2 項「コミュニティ団体は、会員の自主性及び自立性を尊重し、民主的な組織運営と団体活動の充実と拡充に努めなければなりません。」を全部削除したのは失当である他。

本市の考え方

住民自治を推進するコミュニティ団体等として想定するものについては、直接住民自治のための活動を目的とする自治会のような組織・団体ばかりではありません。社会奉仕による自己実現や、自然環境破壊への危機感からの活動、趣味のサークルによる生きがいづくり等の目的をもって結成された団体も対象になります。

こうした団体が、それぞれの目的のために取り組んでいる活動は、直接的な住民自治活動ではないものでも活動自体が社会福祉におけるマンパワーや、循環型社会の構築、地域で生きがいを持って暮らせる社会につながり、結果として住民自治の推進となるものです。

こうしたことから、つくる会条例案第 11 条第 1 項の規定の「市民自治を推進する担い手」とした趣旨を生かした条文としたものです。

また、協働の対象となることは公的領域に属するものであるから責務も規定すべきであるということですが、条例第 3 条第 1 項第 5 号の協働の意味に「それぞれの立場や特性を尊重し合い、自覚と責任を持って相互に補完し(以下略)」として、協働という行為自体における責務が規定してあります。

従って、様々な団体の活動趣旨を包括的に捉えた場合、つくる会条例案第 11 条第 2

項の規定は、各コミュニティ団体とその団体の構成員の意思と責任において定める事項であり、協働のパートナーであるという理由をもって、団体や構成員の私的領域の活動や運営方法を制約し、責務を負わせるような規定を定めることは、個別の団体の自主自立や運営の自由裁量権に干渉することになりかねないと考え、ご指摘の記述につきましては削除したところでです。

なお、住民自治を推進する協働のパートナーに自然人としての一人ひとりの市民が含まれることは論を待たないものです。

意見3

1. 第15条(市議会への市民参画と市議会の活性化)の総論について
2. 事前に定例会の議題の告知を
3. 傍聴席での録音、CATVやインターネット等での中継

本市の考え方

1. 何点かの具体的な内容の意見をいただきましたが、制定しようとしている自治基本条例は、甲府市の自治のあり方の理念のもとで、その基本的なしくみを定めるものであり、制定した条例第2条(最高規範性)にあるように、本市条例等の最高規範として制定するものです。

従って、特定な部分のみ掘り下げて規定すると条例全体の流れがアンバランスになる可能性があり、自治基本条例で定めたしくみの具体的な内容や運用方法については、自治基本条例と整合を図ったそれぞれの条例や規則に制度やルール等を定めることが適当であると判断したところでです。

ご意見の議会への市民参画と議会の活性化については、自治基本条例ではなく、議会に関する条例や規則において定めるべきものであると考えます。

なお、市議会では自治基本条例の議会案の検討を機に発足した議員研究会が引き続き、議会基本条例について研究することになっていますので、ご意見を伝え検討していただくようお願いしていきます。

また、ご意見の中で現在本市において実施している内容についての回答は、以下の通りです。

2. ご意見は、議会への市民の関心を高めるとともに、現在実施されていない議会傍聴後の議員と市民の意見交換を前提にされていますので、議案の告知により議会への関心を高めるための取り組みについて回答します。

本市では、議会定例会に提案する予定の議案(議会開会日に上程して正式な議案となります。)について、招集告示日(開会日の7日前)に市長が記者会見を開き、その概要を説明していますので、その内容については新聞等で報道されています。

また、招集告示日以降は情報公開コーナーにおいて提案予定議案の公表を行っていますので、誰でも閲覧することができ利用されています。

なお、各本会議の約2ヶ月後には甲府市の公式ホームページで当該本会議の議事録が公開されています。

3. 傍聴席での録音については、甲府市議会傍聴規則第9条により、議長の許可を得ない者は、傍聴席で写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならないと規定されていて、本会議の内容を録音することができませんが、現在定例会については、本会議における議論をNNS(日本ネットワークサービス)で中継放送していますので、加入されているご家庭では録画、録音することが可能です。

意見4
第23条(自主的な法令解釈と条例の制定)について なぜ、つくる会条例21条(分野別基本条例の制定)が削除され、第23に「条例の制定」が追加されたのか
本市の考え方
<p>ご指摘にもありますが、条例第23条は、つくる会条例案の第21条(分野別基本条例の制定)と第25条(法令の自主解釈)の考え方をあわせた条文となっています。</p> <p>こうした理由は、地方分権の進展に伴い、市民生活や地域社会の政策課題の解決に、その地域の実情や実態に応じて最善の方針を定めるための自主的な法令の解釈が求められるため、このことはつくる会の条例案でも謳われています。</p> <p>また、地域課題を解決する政策の立案・実行にあたっては、首長の交代や担当職員の考え方に左右されてしまうことの無いよう、政策を条例として位置づけること(政策法務)で、政策の立案から修正・変更を議会の議論に付すこととなりますので、政策の実効性が高まることとなります。</p> <p>こうした一環としての分野別基本条例という考え方がありますが、行政各分野の条例は、その機能が異なり、一律の基準で規定を定めることが難しいことや、各分野の基本条例で求める諸価値や理念が総合計画の基本構想(この内容は議会の議論に付され議決されたものです。)やこれに基づく諸計画と整合を図る必要があるなど、整理すべき多くの課題があるため、現時点で分野別基本条例という考え方を法定化(条文化)することは困難であり、仮に現段階で明文化しても実効性に疑問が残ると判断したものです。</p> <p>これは、分野別基本条例の制定の考え方を否定したものではなく、こうした考え方を含めて条例第23条に緩やかな表現として「条例の制定」を規定したものです。</p>

意見5

第7章 市政への参画と協働について

日常的に一般市民を啓発し、市民の参画・協働を進め、その協働を市民と検証していく何らかの基本的かつ具体的なしくみが必要である。

本市の考え方

条例第7章の市政への参画と協働は、自治体が市民の福祉増進のために行う施策を市民と共に考え、市民と共に取り組んでいくための手段、方法について定めた規定ですが、これらの規定は、ご意見にもあるように「基本的なしくみ」です。

この基本的なしくみのもとで具体的な市民の市政への参画や議会、市長等との協働は、各施策・事業を推進する中で実現を図ることになりますが、ご意見の趣旨については甲府市行政改革大綱(2007～2009)に基づき現在取り組んでいる各施策・事業におけるマネジメントサイクル(計画策定《Plan》→実施《Do》→検証《Check》→見直し《Action》)の各段階で行うものと考えています。

行政が取り組む施策・事業は、市民生活の広範な部分に関わるものですが、その全てを満たすものではありません。参画と協働を実りあるものとするためには、またその過程では、市民やNPOなどが自発的に始めた活動、知恵やノウハウに行政や議会がパートナーとして参画していくことも想定しています。

市民生活や人々の志向が多様化している中で、甲府の自治やまちづくりに市民の参画と協働の実効性を高める方途については、条文を設けて恒常的に定型化することなく、常に最善のものを模索し、しくみそのものが進化していくことが必要であると考えています。